

古代国家の神祇制度—伊勢と出雲の宗教世界

愛知教育大学名誉教授 西宮秀紀

はじめに

1. 古代国家の神祇制度と神祇祭祀・神社

1. 伊勢国・出雲国の官社

A. 伊勢国・伊勢神宮の場合

・253座⑤（13郡）※渡会郡58座（大14座・小44座）・※多気郡52座（並小）・※飯野郡4座（並小、寛平9年9月11日符〈『類従三代格』〉）・※飯高郡9座（並小、文治元年9月9日〈『類聚大補任』〉）・壹志郡（大3座〈阿射加神社3座[並名神大]〉・小10座）・安濃郡10座（並小）・庵芸郡13座（並小）・鈴鹿郡19座（並小）・河曲郡20座（並小）・三重郡6座（並小）・朝明郡24座（並小）・員弁郡10座（並小）・桑名郡15座（大1座〈多度神社[名神大]〉・小14座）※神郡

B. 出雲国神社・杵築大社の場合

・187座○28（10郡）※意宇郡48座（大1座〈熊野坐神社・名神大〉・小47座）・島根郡14座（並小）・秋鹿郡10座（並小）・楯縫郡9座（並小）・出雲郡58座（大1座〈杵築大社・名神大〉・小57座）・神門郡27座（並小）・飯石郡5座（並小）・仁多郡2座（並小）・大原郡13座（並小）・能義郡1座（小）・・・○58・○59c・1ほか

（参考）考古資料・出雲市青木遺跡（8C後半～9C前半中心）「美社」「伊努」「縣」「祝」

2. 律令制祭祀での両者の位置づけ

・神祇令他→表・①②③④（『類聚国史』卷十・十九 延暦17年（798）9月癸丑条）・○28, 5

3. 非官社

A. 両宮儀式帳にみえる非官社 ※神郡

「皇太神宮儀式帳」管渡会郡神社40処・・・官帳社25処・未入官帳社15処（38%）⑫

「止由気宮儀式帳」管渡会郡神社24処・・・官帳社16処・未載官帳名社8処（33%）

B. 『出雲国風土記』（『延喜式』卷10神名下も同座（但し、神門郡27座、能義郡1座、能義郡は元意宇郡、弘仁式以後分立）

出雲国神社（399所巻首・安来郷項）在神祇官184所 不在神祇官215所○58 ※神郡

※意宇郡（48所・19所、28%）○59l・m 島根郡（14所・35所、71%）○60 追加

秋鹿郡（10所・15所、60%）○61 楯縫郡（9所・19所、68%）○62 出雲郡（58所・64

所、52%）○63 神門郡（25所・12所、44%）○64 飯石郡（5所・16所、76%）○65 仁

多郡（2所・8所、80%）○66 追加 大原郡神社（13所・17所、57%）○67

4. 経済基盤

A. 伊勢神宮

・○34（参考）・『延喜式』卷四伊勢大神宮69封戸条「伊勢国（渡会郡・多気郡・飯野郡・飯高郡36戸・壹志郡28戸・安濃郡35戸・鈴鹿郡10戸・河曲郡38戸・桑名郡5戸）・諸国（大和国15戸・伊賀国20戸・志摩国66戸・尾張国40戸・参河国20戸・遠江国40戸）」

B. 杵築大社ほか

・『出雲国風土記』神戸・意宇郡○59e・f・g、秋鹿郡神戸里○61、楯縫郡神戸里○62、出雲郡神戸郷○63・神門郡神戸里○64・・・○34・⑭・⑮・⑯・⑰・⑱（参考○35）

5. 特記事項

・伊勢神宮と杵築大社と天神・地祇（○39.5）、修造（伝承）

B. 杵築大社・国神（大己貴神）←（使者王・国造）←高皇産霊尊（天皇）[修造（伝承）]

○39・32・33・50 ・（参考63）

- 〈参考〉A.伊勢神宮・天神（天照大神）←天皇[式年造替・修造]伊勢大神宮式 18 遷宮条他
- ・伊勢神宮と杵築大社の神祇職（神職）構成
 - A.伊勢神宮 大神宮司一禰宜一大内人一大物忌一物忌（父）一小内人～祝（部）
 - B.杵築大社（神宮司）一神主～祝（部）※神宮司廃止（『類聚国史』巻十九⑬、⑭・⑰）
 - ・国造との関係
 - A.伊勢神宮 内宮荒木田神主氏（天見通命「皇太神宮儀式帳」）・外宮度会神主氏（天牟良雲命『先代旧事本紀』）
 - ・『先代旧事本紀』巻十国造本紀「伊勢国造。樞原朝、以天降天牟久怒命孫天日鷲命、勅定賜国造。」・「伊勢国風土記」逸文（『万葉集註釈』）・・・夫伊勢国者、天御中主尊之十二世孫、天日別命之所平治、・・・伊勢津彦、東へ〈伊勢津彦神、逃れて信濃国へ〉天日別命、国津神の名を取りて伊勢と号くべし」・「皇太神宮儀式帳」・倭姫内親王遠、為御杖代斎奉〈支〉、次伊勢桑名野代宮坐〈只〉、其宮坐時〈爾〉、伊勢国造遠祖、建夷方〈乎〉、汝国名何問賜、曰〈久〉、神風伊勢国〈止〉白〈支〉、」
 - B.杵築大社 出雲国造
 - ・『先代旧事本紀』巻十国造本紀「出雲国造。瑞籬朝、以天穗日命十一世孫宇迦都久怒定賜国造、」・『古事記』神代上「天菩比命之子、建比良鳥命、〈此出雲国造、・・・等之祖也〉」・〇39 出雲国造の特別待遇と実態・・・⑭・⑮・⑯・⑰・⑱・⑲

2. 伊勢神宮の禁忌と出雲国造の齋戒

- A.伊勢神宮の禁忌〇42（忌詞等）
 - ・『延喜式』巻五齋宮 5 忌詞にみえる齋宮の忌詞〇44・『貞観儀式』巻三大嘗祭儀〇45・神祇令 11 条〇40・『貞観儀式』巻四〇47・『延喜式』巻七踐祚大嘗祭 7 条〇46
- B.出雲神社と齋戒
 - ・『延喜式』太政官 132 出雲国造条・・・〇20
 - ・出雲国造 1. 国司詮議言上→太政官で補任、2. 賜禄→大蔵式 77 初任出雲国造条、3. 神祇官で負幸物給う〇21、4. 帰国→1 年間齋〇22、5. 国司・国造→入朝、神寿詞奏上〇22・24・25・26、6. 京外便所→献物修め飾る→神祇官に申し、奏聞・供進〇22、7. 朝堂院で献物数勘し、所司に頒充 48・59 g・66
 - ・出雲国造上京・・・⑩・⑪・〇23 御富岐玉・・・〇29・〇31・〇30（参考〇49）
 - ・天皇の齋戒・・・〇36・37・38・⑧（参考⑦・⑨）

3. 伊勢と出雲の仏教信仰・寺院

- A.伊勢国と仏教・神宮寺
 - ・神仏習合・・・伊勢国多度神社 1 座〇57・（参考）熱田神社 1 座〇56
 - ・神仏忌避・・・伊勢神宮寺の変遷〇51・52・53・54・55（参考）〇56.5
- B.出雲国と仏教・寺院
 - ・〇51.5・27 、『出雲国風土記』の寺院（参考〇30 後半） 意宇郡[教昊寺〇59 h（山国郷五層塔、僧あり。教昊僧造、散位大初位下上腹首押猪の祖父）・新造院〇59 i（山代郷中、巖堂建立、僧なし、日置君目列造、出雲神戸日置君鹿麻呂の父）・新造院〇59 j（山代郷中、教堂建立、住僧一人、飯石郡少領出雲臣弟山造）・新造院〇59 k（山国郷中、三層塔建立、山国郷人日置部根緒造）]・楯縫郡[新造院〇62（沼田郷中、巖堂建立、大領出雲臣大田造）]・出雲郡[新造院〇63（河内郷中、巖堂建立、旧大領日置部臣布弥造〈今の大領佐底磨の祖父〉）]・神門郡[新造院〇64（朝山郷中、巖堂建立、神門臣等造）新造院〇64（古志郷中、刑部臣等造、巖堂立てず）]・大原郡[新造院〇67（斐伊郷中、巖堂建立、僧 5 人、大領勝部臣虫磨造）]・新造院〇67（屋裏郷中、□層塔建立、僧 1 人、前少領額田部臣押嶋造、今の少領伊去美の従父兄）]・新造院〇67（斐伊郷中、巖堂建立、尼 2 人。斐伊郷人樋印支知磨造）]

おわりに

- (参考文献、紙幅の関係で主なもの、伊勢神宮と齋宮に関しては西宮 2019 参照)
- 石塚尊俊「『同社坐』と『同社』」『古代出雲の研究—神と神を祀るものの消長』佼成出版社、1986
- 内田律雄「古代村落祭祀と仏教」『在地社会と仏教』奈良文化財研究所、2006
- 岡田重精『古代の齋忌（イミ）—日本人の基層信仰—』国書刊行会、1982
- 小倉慈司「出雲国の神戸について」『古代律令国家と神祇行政』同成社、2021、初出 1996
- 川勝勝久『古代祭祀の伝承と基盤』塙書房、2022
- 加藤義成「古代祭祀遺跡」『八雲立つ風土記の丘周辺の文化財』島根県教育委員会、1975
- 勝部昭『出雲国風土記と古代遺跡』山川出版、2002
- 菊地照夫『古代王権の宗教的世界観と出雲』同成社、2016
- 佐藤真人「平安時代宮廷の神仏隔離—『貞観式』の仏法忌避規定をめぐって—」二十二社研究会編『平安時代の神社と祭祀』国書刊行会、1986
- 篠原祐一「「杉沢Ⅲ遺跡」に見る律令初期『社』の存在について」『情報 祭祀考古』24号、2003
- 島根県教育委員会『青木跡Ⅱ（弥生～平安時代編）第3分冊（奈良・平安時代）』2006
- 島根県古代文化センター『解説 出雲国風土記』今井書店、2014
- 島根県古代文化センター編『出雲国風土記—地図・写本編』八木書店、
- 妹尾周三「出雲へ伝わった仏教の特質」『古代出雲の多面的交流の研究』島根県古代文化センター、2011
- 高嶋弘志「出雲国造の成立と展開」滝音能之編『古代王権と交流7 出雲世界と古代の山陰』名著出版、1995
- 滝音能之「韓国伊大氏神社と日羅関係」『出雲古代史論攷』岩田書院、2014
- 寺村光晴「玉作名郷・社の成立」『古代玉作形成史の研究』吉川弘文館、1980
- 錦田剛志「覚書『出雲国風土記』にみる神祇祭祀の空間」『古代文化研究』12、2004
- 西宮一民「齋宮の忌詞について」『上代祭祀と言語』桜楓社、1980、初出 1974
- 西宮秀紀「伊勢神宮成立論」『古代王権と交流4 伊勢湾と古代の東海』名著出版、1996
- 『律令国家と神祇祭祀制度の研究』塙書房、2004
- 『日本古代の歴史3 奈良の都と天平文化』吉川弘文館、2013
- 「多度神宮寺伽藍縁起并資財帳の伝来と写本研究覚書」『専修大学人文科学研究所月報』287、2017
- 『伊勢神宮と齋宮』岩波新書、2019
- 「古代伊勢神宮のハラエと罪・「穢」の特質—両宮儀式帳を素材に一」佐々田悠・船田淳一・関口寛・小田龍哉編『シリーズ宗教と差別 第2巻差別と宗教の日本史—救済の〈可能性〉を問う』法蔵館、2022
- 平石充「青木遺跡木簡の再検討」『木簡研究』37号、2015
- 平野邦雄「出雲大神と出雲国造」『古代文化研究』3、1995
- 松尾充晶「出雲地域の古代の神社」浅川慈男・島根県古代文化センター編『出雲大社の建築考古学』同成社、2010
- 三船隆之「国造の地方寺院の成立」『国造制の研究—史料編・論考編—』八木書店、2013
- 「郷名寺院の諸問題」『国造制・部民制の研究』八木書店、2017
- 三宅博士「『出雲国風土記』記載の「意宇社」の再検討—とくに意宇社と国府域をめぐって—」『島根考古学会誌』1、1984
- 森公章「出雲地域とヤマト王権」稲田孝司ほか編『(新版)古代の日本4 中国・四国』角川書店、1992
- 吉田一彦「奈良・平安時代の神仏融合」伊藤聡・吉田一彦編『日本宗教史3 宗教の融合と分離・衝突』吉川弘文館、2020
- 和田萃「齋宮の忌詞」『日本古代の儀礼と祭祀 中』塙書房、1995、初出 1991
- 「ホムチワケ王伝承の再検討」『古代出雲の多面的交流の研究』島根県古代文化センター、2011

(1) 延喜式(四時祭式)上3 祈年祭上・4 祈年祭官幣条

二月の祭

3 祈年の祭の神三千一百三十二座

大四百九十二座(三百四座は案上の官幣、一百八十八座は国司の祭るところ)
小二千六百四十座(四百三十三座は案下の官幣、二千二百七座は国司の祭るところ)

(2) 神祇官の祭る神七百三十七座

(略)

右、神祇官の祭るところ、幣帛は一に前の件により、数を見えて官に申せ。三后・皇太子の御巫の祭る神各八座はみな幣を案上に奠れ。ただし臨時に加減せよ。仍りて恒の数に入れず。大神宮、度会宮には各馬一疋を加えよ(龍頭の料に唐布一段。御歳の社に白馬・白猪・白鶏各一を加えよ。高御魂神、大宮女神、および甘樫・飛鳥・石村・忍坂・長谷・吉野・巨勢・賀茂・当麻・大坂・胆駒・都祁・養布等の山口、ならびに吉野・宇陀・葛木・竹谿等の水分の十九社には各馬一疋を加えよ。)

(略)

致齋の日の平明、幣物を齋院の案上ならびに案下に奠れ(所司、預め案下に幣の薦を敷け)。掃部寮、座を内外に設けよ(諸祭に座を設くることに准えよ)。神祇官人、御巫らを率いて中門より入り、西庁の座に就き、

東面し北を上とせよ。大臣以下は北門より入り、北庁の座に就け(大臣は南面し、参議以上は庁の東の座に就きて西面し、王・大夫は庁の西の座に就きて東面せよ)。御巫は庁の下の座に就け。群官は南門より入り、南庁の座に就き、北面し東を上とせよ。神部、祝部らを引き、入りて西庁の南庭に立て。既にして神祇の官人降りて庁の前の座に就かば、大臣以下および諸司、ともに降りて庁の前の座に就け。中臣進みて座に就きて祝詞を宣り、一段畢る毎に祝部称唯せよ。宣ること訖らば中臣退出せよ。大臣以下諸司手を拍つこと兩段、称唯せざれ。然る後に皆本座に還れ。伯耆命じて云わく、幣帛を班ち奉れと。史称唯し、忌部二人進みて案を夾みて立ち、史、次を以て御巫および社の祝を唱び、祝称唯して進め。忌部幣帛を領ち畢らば(大神宮の幣帛は別の案の上に置き、便を差して進れ)、史、座に還りて、幣を頒つこと訖れりと申し、諸司退出せよ。月次の祭の儀はこれに准えよ。

(3) 延喜式(四時祭式)上5 祈年祭国幣条

5 国司の祭る祈年の神二千三百九十五座

大一百八十八座(東海道三十三座、東山道三十七座、北陸道十三座、山陰道三十六座、山陽道十二座、南海道十九座、西海道二十八座)

座別に糸三兩、綿三兩。

小二千二百七座(東海道六百七十九座、東山道三百四十座、北陸道三百三十八座、山陰道五百二十三座、山陽道百二十四座、南海道百三十四座、西海道六十九座)
座別に糸二兩、綿二兩。

右、国司の長官以下、例に准えて、散齋三日、致齋一日、ともに会して祭れ(祭日ならびに幣を班つ儀はみな神祇官に准えよ)。その幣はみな正税を用いよ。

(4) 延喜式卷第九 神祇九

神名上(宮中・京中・五畿内・東海道)

1 天 神地祇物て三千一百三十二座

社二千八百六十一処

前二百七十一座

大四百九十二座

三百四座(みな祈年・月次・新嘗などの祭の案上の官幣に預かる。この中、七十一座は相嘗の祭に預かる)

一百八十八座(みな祈年の国幣に預かる)

小二千六百四十座

四百三十三座(みな祈年の案下の官幣に預かる)

二千二百七座(みな祈年の国幣に預かる)

(5) 延喜式(神名式)上2 伊勢国条

12 伊勢国二百五十三座

大十八座(この中、十四座は月次・新嘗などの祭に預かる)

小二百三十五座

度会郡五十八座(大十四座・小四十四座)

大神宮三座(相殿に坐す神二座、みな大、月次・新嘗などの祭に預かる)

荒祭宮(大、月次・新嘗) 滝原宮(大、月次・新嘗)

伊佐奈岐宮二座(伊佐奈弉命一座、みな大、月次・新嘗)

月読宮二座(荒御魂命一座、みな大、月次・新嘗)

度会宮四座(相殿に坐す神三座、みな大、月次・新嘗)

高宮(大、月次・新嘗)

朝熊神社

蚊野神社

表1 律令制神祇祭祀一覧表

神祇祭祀名	季節	内 容		性 格
		班幣・奉幣	神 事	
祈年祭	仲春	神祇官一班幣・祝部一3132座	—	予祝の祭
鎮花祭	季春	神祇官一班幣・祝部一大神・狹井社	—	疫病鎮退の祭
神衣祭	孟夏・季秋	—	—	天照大神の神衣を奉獻する祭
大忌祭	孟夏・孟秋	(朝廷)一奉幣・幣帛使一広瀬社	—	急穰祈願・風雨順調を祈る祭
三枝祭	孟夏	神祇官一班幣・祝部一率川社	—	疫病鎮退の祭
風神祭	孟夏・孟秋	(朝廷)一奉幣・幣帛使一龍田社	—	悪風荒水の鎮祭
月次祭	季夏・季冬	神祇官一班幣・祝部一304座	神今食・中院	宮中の宅神祭
鎮火祭	季夏・季冬	(神祇官)一奉幣・卜部等一宮城四方角	—	火を鎮める祭
道齋祭	季夏・季冬	(神祇官)一奉幣・卜部等一京四方大路最極	—	鬼魅を防ぐ祭
神嘗祭	季秋	天皇一奉幣・幣帛使一伊勢神宮	—	天皇が天照大御神に供薦する祭
相嘗祭	仲冬	神祇官(請受)(付幣帛)祝部・神主一41社	—	天皇が大和国等の特定神と新穀を祝う祭
鎮魂祭	仲冬	神祇官齋院(御霊)一御巫祭神8座・大政神1座	鎮魂・宮内省正庁	天皇の御魂強化をはかる祭
大嘗(新嘗)祭	仲冬	神祇官一班幣・祝部一304座	新嘗・神嘉殿	新穀を至孝に供する祭
大 祓	6・12月晦日	大祓・朱雀門	御贖儀・宮中	罪を穢い清める
惣祭天神地祇	天皇即位時	(神祇官)一供幣・幣帛使一3132座	—	天皇の即位を告げる祭
臨時祭	—	天皇・神祇官一奉幣・幣帛使一宮・社	—	国家・自然の特別・特異現象に対する臨時の祭

註1 神祇令記載の神祇祭祀を掲げたが、内容や性格は〔(貞観)儀式〕〔延喜式〕〔令集解〕を参照している。
 2 大祓は便宜的な分類であり、内容の()は推定である。
 3 令文の「大嘗」は毎世の大嘗と毎年の大嘗(新嘗)を含む。

(6) 『続日本紀』大宝元年十一月 八日丙子、始めて造大幣使を任く

(7) 『続日本紀』大宝二年二月庚戌条 十二日庚戌。是の日、大幣を班たむるに、馳駢して諸国の国造等を追して京に入らしむ。

(8) 『続日本紀』大宝二年三月己卯条 十二日己卯、大安殿を鎮めて大祓す。天皇、新宮の正殿に御しまして齋戒したまふ。惣べて幣帛を畿内と七道との諸社に領つ。

(9) 『続日本紀』大宝二年四月庚戌条 十三日庚戌、詔し諸国の国造の氏を定めたまふ。其の名、国造記に具なり。

(10) 『続日本紀』靈龜二年二月丁巳条 丁巳、出雲国の国造外正七位上出雲臣果安、齋し竟りて神賀の事を奏す。神祇大副中臣朝臣人足、その詞を以て奏聞す。是の日、百官齋す。果安より祝部に至るまで二百一十餘人に、位を進め祿賜ふこと各差有り。

(11) 『続日本紀』神龜三年二月辛亥条 辛亥、出雲国造從六位上出雲臣広嶋齋事畢へて、神社の劍・鏡并せて白馬・鶴等を獻る。広嶋并せて祝二人に並に位二階を進む。広嶋に綿甘疋、綿五十疋、布六十疋、自餘の祝部一百九十四人に祿賜ふこと各差有り。

(12) 『皇太神宮儀式帳』
 一 管度會郡神社行事。
 合四十處。
 未入官帳、社十五處。

(13) 『類聚国史』卷十九神宮司
 延曆 廿年閏正月庚辰、廢出雲國神宮司。

一 未官帳 入田社事。

鴨下神社。大水上兒、石己呂和居、鴨比古、鴨比賣命。形无。

(14) 『養老選叙令』七同司典条
 凡そ同司の主典以上には、三等以上の親用をいること得じ。

(16) 『令集解』選叙令同司典条
 「不得三等以上親」所引
 釋云。養老七年十一月十六日太政官處分。伊勢國渡相郡・竹郡。安房國安房郡。出雲國意宇郡。筑前國宗形郡。常陸國鹿嶋郡。下總國香取郡。紀伊國名草郡。合八神郡。聽連任三等以上親也。

(15) 『続日本紀』文武天皇二年三月己卯条 九日己卯、詔したまはく、「筑前國宗形・出雲國意宇の二の郡の司は、並に三等以上の親を連任することを聽す」とのたまふ。

(17) 『式部省式』十二大領關条
 凡そ郡司は、一郡に同姓を併せ用うることを得ず。もし他姓の中に用うべき人なければ、同姓と雖も同門を除くの外、任ずることを聽せ。神郡、陸奥の縁辺の郡、大隅の馭談・熊毛等の郡は、制する限りにあらず(謂うところは、伊勢國飯野・度会・多氣、安房國安房、下總國香取、常陸國鹿嶋、出雲國意宇、紀伊國名草、筑前國宗形等の郡を神郡となす)。

(18) 『類聚三代格』卷七
 太政官符
 應任出雲國意宇郡大領事

右被大納言從三位神王宣稱奉、勅昔者國造郡領、職員有別、各守其任、不敢凌越、慶雲三年以來、令國造帶郡領、寄言神事、動廢公務、雖則有國意、而不加刑罰、乃有私門日益、不利公家、民之父母、還爲巨蠹、自今以後、宜改舊例、國造郡領分、職任之。

(19) 『類聚三代格』卷一
 太政官符
 禁出雲國造託神事多娶百姓女子爲妾

右被右大臣宣稱奉、勅今聞、兼前國造兼帶神主、新任之日、即棄嫡妻、仍多娶百姓女子爲神宮采女、便娶爲妾、莫知限極、此是妄託神事、遂扇淫風、神道益世、豈其然乎、自今以後、不得更然、若娶妾供神事、不得已者、宜令國司注名密封卜定一女、不得多點、如違、此制、隨事科處、筑前國宗像神主准此。
 延曆十七年十月十一日

(20) 太政官式 出雲国造条

132 凡そ出雲の国造、国司、例によりて銚擬し言上せば、すなわち太政官に於いて補任すること、諸国の郡司を任ずる儀の如くせよ。宣命および叙位もみな常の儀の如くし、禄を賜うこと数あり。畢らば弁の大夫および史各一人神祇官に就きて負幸物を給え。国に還りて一年齋し、畢らば国司、国造を率いて入朝し、神寿詞を奏せ。初め京外の便所に到り停まりて献物を修め飴り、神祇官に申して、預め吉日を扶びて、官に申して奏聞し、例によりて供進せよ(後の齋もまたこれに准えよ)。その日、史二人朝堂院に入りて、献物の数を勘え、例によりて所司に頒ち充てよ(事は神祇式および儀式に見ゆ)。

(21) 臨時祭式 35 負幸条

35 出雲の国造に賜う負幸物
金装の横刀一口、糸二十約、絹十疋、調布二十端、歟二十口。
右、国造に任じ訖らば、弁一人、史一人、神祇官の庁に就け、
大刀の案の下に就きて跪け。時に弁宣いて云わく、出雲の国造と今定め給える姓名に、負幸の物を賜わくと宣ると。国造称唯して、再拜兩段、手を拍つこと兩段。訖らば大刀の案の下に進みて跪け。神部、大刀を取りて授けよ。手を拍ちて賜われ(拍手兩段)。

(22) 臨時祭式 36 神寿詞条

36 国造神寿詞を奏す
玉六十八枚(赤水精八枚、白水精十六枚、青石玉四十四枚)、金銀装の横刀一口(長さ二尺六寸五分、鏡一面(径七寸七分)、倭文二端(長さ各一丈四尺、広さ二尺二寸、みな案に置き)、白眼の鶴毛の馬一疋、白き鶴二翼(軒に乗す)、御贄五十昇(昇別に十籠を盛る)。

(23) 続日本後紀 天長十年四月壬午条

壬午、出雲國司、國造出雲豐持等奏、神壽并献白馬一疋、生雉一翼、高机四前倉代物五十荷、天皇御大極殿受其神壽、授國造豐持外從五位下。

(24) 臨時祭式 37 国造給祭条

37 凡そ国造、神寿詞を奏す日の平旦に、神祇官、国造の奏事を試みよ。座料に調の薦五枚を給え。神賀を奏すには齋むこと一日。さきだちて官に申せ。国造已下祝・神

(25) 祝詞式 29 出雲国造神賀詞条

部・郡司・子弟五色の人らに禄を給え。ただし、その人数は臨時に申すところにして、定額あることなし。禄法は、国造に絹二十疋、調布六十端、綿五十屯。祝・神部には有位無位を論ぜず、各調布一端。郡司に各二端、子弟に各一端。

29 出雲の国造の神賀詞

八十日日はあれども、今日の生日の足日に、出雲の国の国造姓名、恐み恐みも申し賜わく、掛けまくも恐き明つ御神と大八島国知ろし食す天皇命の大御世を、手長の
大御世と齋うと(へも)後の齋いの時には、後の字を加えよとして、出雲の国の青垣山の内に、下つ石根に宮柱太知り立て、高天の原に千木高知り坐す伊射那伎の日真名子、かぶろき熊野の大神櫛御氣野命、国作り坐しし大穴持命、二柱の神を始めて、百八十六社に坐す皇神たちを、某甲が弱肩に太樽掛けて、いつ幣の緒結び、天のみかひ冠りて、いつの真屋に簷草をいつの席と刈り敷きて、いつへ黒益し、天の頭わに齋みこもりて、しず宮に忌み静め仕え奉りて、朝日の豊栄登りに、いわいの返り事の神賀の吉詞、奏し賜わくと奏す。

高天の神王、高御魂命の、皇御孫の命に天の下大八島国を事避り奉りし時、出雲の臣らが遠つ祖天穗比命を、国体見に遣わしし時に、天の八重雲を押し別けて、天翔り国翔りて、天の下を見廻りて、返り事申し給わく、豊葦原の水穂の国は、昼は五月蠅なす水沸き、夜は火瓮なす光く神あり。石根・木の立ち・青水沫も事問いて、荒ぶる国あり。然れども鎮め平けて、皇御孫の命に安国と平らけく知ろし坐さしめむと申して、己れ命の兒天夷鳥命に布都怒志命を副えて天降し遣わして、荒ぶる神たちを撥い平け、国作らしし大神をも媚び鎮めて、大八島国の現事・顕事、事避らしめき。すなわち大穴持命の申し給わく、皇御孫の命の静まり坐さむ大倭の国と申して、己れ命の和魂を八咫の鏡に取り託けて、倭の大物主櫛玉命と名を称えて、大御和の神奈備に坐せ、己れ命の御子阿遲須須伎高孫根の命の御魂を葛木の鴨の神奈備に坐せ、事代主命の御魂を宇奈提に坐せ、賀夜奈流美命の御魂を飛鳥の神奈備に坐せて、皇孫の命の近き守り神と貢り置きて、八百丹杵築宮に静まり坐しき。ここに親神魯伎・神魯美の命の宣わく、「汝天穗比命は、天皇命の手長の大御世を、堅石に常石にいわい奉り、いかしの御世にさきわえ奉れ」と仰せ賜いし次の隨に、供齋(へも)後の齋いの時には、後の字を加えよ仕え奉りて、朝日の豊栄登りに、神の礼白・臣の礼白と、御禱の神宝献らくと奏す。
白玉の大御白髪坐し、赤玉の御あからび坐し、青玉の水江の玉の行き相いに、明つ

御神と大八島国知ろし食す天皇命の手長の大御世を、御横刀広らに誅ち堅め、白御馬の前足の爪・後足の爪踏み立つる事は、大宮の内外の御門の柱を、上つ石根に踏み堅め、下つ石根に踏み凝し、振り立つる耳の弥高に、天の下を知ろし食さむ事の志のため、白鶴の生御調の遊び物と、倭文の大御心もたしに、彼方の石川の度り・此方の石川の度りに生い立てる若水沼間の、弥若えに御若え坐し、すずぎ振るおどみの水の、弥おちに御おち坐し、まそひの大御鏡の面を、おしはるかして見そなわす事のごとく、明つ御神の大八島国を、天地日月とともに、安らけく平らけく知ろしめさむ事の志のためと、御禱の神宝を繋げ持て、神の礼白・臣の礼白と、恐み恐みも、天つ次の神賀の吉詞白し賜わくと奏す。

(26) 式部省式下5神寿詞条

5 出雲の国造神寿詞を奏す

国造を銚擬すること、一に郡領の如くせよ。其れ位を叙し禄を賜うこと、みな常式あり。齋畢らば、諸の祝部を率い、更にまた入京して神寿詞を奏せ(齋禱の声を聞かば会昌門外に列立せよ。後の斎もまた同じくせよ)。その日、諸司庶務せよ。もし位を叙すべくは、預め省をして位記を書かしめよ。前つこと一日、録、史生・省掌を率いて、竜尾道より南に版位を置き(事は儀式に見ゆ)。

(27) 主税寮式上65出雲四王寺条

65 凡そ出雲国四王寺の春秋の修法、季毎の七箇日の供養ならびに燈分料、四王四前へ二前一日の供飯料の稻四把、粥料の稻八分、餅・餉の料各種三把、餉を煎る料の油一合八勺、雑の菓子四升、燈油二合、僧四口へ一口一日の供飯料の稻四把、粥料の稻八分、塩一合勺、芥子五勺、紫苔・大蘆菜・醬・未醬・酢各一合、海藻・滑海藻各三両、大豆・小豆各五合、童子四人へ一人一日の飯料の稻二把、塩二勺、海藻三分。年料は(春秋の修法の日を除き、常燈は日別に二合、長夜短夜を通計せよ。行なうところの四王の供飯・粥、四僧の供飯・海藻・滑海藻・塩・酢、童子四人の飯・塩・海藻等は、修法の日供に准えて行なえ)正税を以て充て行なえ。もし国分寺僧を請じ用いなば、二季を除くの外、供養は本寺充てよ。

(28) 神名式下24出雲国条

24 出雲国一百八十七座(大二座・小百八十五座)

意宇郡四十八座(大一座・小四十七座)

熊野に坐す神社(名神大) 前神社

能利刀神社

(略)

出雲郡五十八座(大一座・小五十七座)

大穴持神社

杵築大社(名神大)

同社大神大后神社

同社に坐す伊能知比売神社

同社神魂伊能知志神社

同社神魂御子神社

同社神魂伊能知志神社

同社大穴持伊那西波伎神社

同社大穴持御子玉江神社

(29) 臨時祭式下4富岐玉条

74 凡そ出雲国、進るところの御富岐玉六十連(三時の大殿祭の料に三十六連、臨時に二十四連は、毎年、十月以前に意宇郡の神戸の玉作氏をして造り備えしめ、使を差して進せよ。

(30) 大日本古文书一

出雲國計會帳(正文會院)

(前略)

天平五年

八月

一 同月十九日進上水精玉壹伯伍拾顆事

一 同日進上水精玉壹伯顆事

右捌條附大帳使史生大初位上依網連意義麻呂進上。

十月

一 廿一日進上公文壹拾玖卷貳紙(序文三卷、考狀一卷、選文一卷、讀覽帳一帳、生帳一帳、備設帳一帳、未法帳一帳、寺財物帳一帳、赤會帳一帳、四季帳四卷、擬設帳一帳、未法帳一帳、法任部司狀二紙、一帳、爲帳壹卷)

(31) 古語拾遺

(後略)

榊明玉命が孫は、御祈玉(古語に、美保伎玉といふ。言ふころは祈禱なり。)を造る。其の裔、今出雲国に在り。

(32) 神代記

如三天神御子之天津日繼所(太)之登(充足) 此三字以音。天之御巢一

而、於底津石根宮柱布斗斯理、此四字於高天原氷木多迦斯

理多迦斯理而、治賜者、僕者於二百不(足八十)坤手ニカクテハベム亦

僕子等(ハ)百八十神者、即八重事代主神、為二神之御尾前(一)而仕奉

者、違神者非也。如此之白而、於出雲國之多藝志之小濱、

(28.5) 臨時祭式下8名神祭条

28 名神の祭二百八十五座

熊野神社一座

杵築神社一座

(已上は出雲國)

造三天之御舍多岐志三 而、水戸神之孫、櫛八玉神、為膳

夫、獻天御饗（植）之時、櫛白而、櫛八玉神化鶴、入

海底、昨二出底之波迹、此一字 作三天八十毗良迦 此三字

而、鎌海布之柄、作燧日、以海尊之柄、作燧杵

而、横二出火（後略）

於是、天皇患賜而、御疑之時、覺于二御夢、曰、「修理

我宮如三天皇之御舍（太占）者、御子必真事登波牟

音、如此覺時、布斗摩迹之占相而、求何神之心、

余崇、出雲大神之御心、故、其御子、令拜其大神宮

將遣之時、令副二誰人者吉、余、昭立

王、食レト、故、科二昭立王、令二字氣比白、

「因拜此大神、誠有驗者、住足驚巢池之樹、驚

乎、字氣比落、如此詔之時、其驚墮地、死、又詔之、字氣

比活、余者、更活、又在二甜白樹之前、美廣熊白樹、令二字氣

比枯、亦令二字氣比生、余、名賜其昭立王、謂二倭者師木

登美、豊朝倉昭立王、以登美二字 昭立王 菟上王

二王、副其御子、造時、自那良戸、遇二破、言、自

大坂戸、亦遇破、言、唯木戸、是披月之吉戸ト而、出行

之時、每到坐地、定二品運部也

故、到於二出雲、拜二訖大神、還上之時、肥河之中、

作二黒巢橋、仕二奉假宮、而坐、余、出雲國造之祖、

名岐比佐都美、飭二青葉山、而、立其河下、將獻二大御食

之時、其御子詔言、「是於二河下、如二青葉山、者、見

山、非山、若坐二出雲之石碓之宮、葦原色許男大神以

伊都政之祝、大庭乎、問賜也、余、所遣二御伴、王等、聞歡

見喜、而、御子者、坐二檳榔之長穗宮、而、貢二上驛使、

余、其御子、一宿婚、肥長比賣、故、竊二伺其美人、

者地也、即、見畏、通逃、余、其肥長比賣思、光二海原

自船、追來、故、益、見畏、以自二山多和、以音、引越御

船、逃上行也、於是、覆奏言、「因拜二大神、

大御子物詔、故、奉上来、故、天皇歡喜、即、返二菟上王、

令二造神宮、於是、天皇、因二其御子、定二鳥取

部、鳥甘部、品運部、大湯坐、若湯坐、

新抄格勅符第十卷抄 神事諸家封戸 大同元年臘

神封部 合四千八百七十六戸

伊勢大神 一千百卅戸 大和百一戸 伊賀廿戸 伊勢九百卅四戸

大和神 三百廿七戸 勝實元一十一月十四日 奉元三百戸 出雲五十戸

熊野神 廿五戸 出雲國加十戸

杵築神 六十一戸 出雲天年神護元年奉元充

鴨神 八十四戸 出二廿八戸

忌部神廿戸 紀伊十戸 出雲十戸

凡そ神戸の調庸及び田租は、

並に神宮造り、及び神に

供せむ調度に充てよ。其れ

税は一つ義倉に准へよ。

皆国司校按して、所司に申

(36) 崇神紀七年二月辛卯条

七年の春二月の丁丑の朔して辛卯、

八十萬神を會へて下問ひたまふ。是の時に、神明、倭迹迹

日百襲姫命に憑りて曰はく、「天皇、何ぞ国の治らざること

を憂へたまふや。若し能く我を敬ひ祭りたまはば、必ず自

平きなむ」とのたまふ。天皇問ひて曰はく、「如此教ふは誰

の神ぞ」とのたまふ。答へて曰はく、「我は是倭國の域の内

に居る神、名を大物主神と為ふ」とのたまふ。時に、神詔を

得て教の隨に祭祀る。然れども猶し事に驗無し。天皇、乃

ち沐浴齋戒し、殿内を潔淨めて祈みて曰はく、「朕、神を礼

ふこと尚し未だ尽さざるか。何ぞ享けたまはぬことか。甚しき。

冀はくは亦夢裏に教へて、神、恩を畢へたまへ」とのたま

ふ。是の夜に、夢に一貴人有り。殿戸に對ひ立ち、自ら大

物主神と稱りて曰はく、「天皇、復な愁へまほそ。國の治ら

ざるは、是吾が意なり。若し吾が兒大田田根子を以て吾を

祭らしめたまはば、立に平きなむ。亦海外の國有りて、自

づからに補伏ひなむ」とのたまふ。

(37) 允恭紀四年九月戊申条

戊申に、詔して曰はく、「群卿、百寮と諸國造

等、皆各言さく、或いは帝皇の裔、或いは異しくして

天降れりといへり。然れども三才類れ分れてより以來、多に

万歳を歴たり。是を以て、一氏都息して、更に万姓と為

り、其の實を知り難し。故、諸の氏姓の人等、沐浴齋戒して

(38)

雄略紀七年七月丙子条

を著けて、釜に赴きて探湯す。則ち実を得る者は自づからに全く、実を得ざる者は皆傷れる。是を以ちて、故に詐れる者は、愕然ちて予め退き、進むこと無し。是より後、氏姓自づから定りて、更に詐る人無し。

七年の秋七月の甲戌の朔にして丙子に、天皇、少子部連螺麻に詔して曰はく、「朕、三諸岳の神を見むと欲ふ。或いは云はく、此の山の神、大物主神とすといふ。或いは云はく、葦田の坂神なりといふ。汝、有力人に過ぎたり。自ら行きて捉へ来」とのたまふ。螺麻答へて曰さく、「試に往りて捉へむ」とま

(39)

神代紀九段一書第二

を遣して、葦原中国を平定めしめたまふ。既にして、神、出云の五十川狹小汀に降到りて、大己貴神に問ひて曰はく、「汝、此の国を以ちて天神に奉らむや以不や」とのたまふ。対へて曰さく、「疑はくは、汝二神、是吾が処に來ませるには非じ。故、許すべからず」とまをす。是に経津主神、還昇り報告す。時に高皇產靈尊、乃ち二神を遣遣し、大己貴神に勅して曰はく、「今者し汝が所言を聞くに、深く其の理有り。故、更に条々にして勅せむ。夫れ汝が治らす竊盜之事、是吾が孫治らすべし。汝は以ちて神事を治らすべし。又汝が住むべき天日嗣宮は、今し供造らむ。即ち千尋の栲船を以ちて、結びて百八十組とし、其の造宮の制は、柱は高く

大く、板は広く厚くせむ。又田供佃らむ。又汝が往來ひて海に遊ぶ具の爲に、高橋・浮橋と天鳥船も供造らむ。又天安河にも打橋を造らむ。又百八十組の白櫓を供造らむ。又汝が祭祀を主らむ者は、天穗日命是なり」とのたまふ。

は大己貴神報へて曰さく、「天神の勅教、如此殷勤なり。敢へて命に従はざらむや。吾が治らす竊盜事は、自孫治らしたまふべし。吾は退りて幽事を治らさむ」とまをす。故、経津主神、岐神を以ちて郷導として、周流りて削平ぐ。逆命者有れば加斬戮し、掃蕩者は仍ち加褒美めたまふ。是の時に、掃蕩首領者は、大物主神と事代主神となり。乃ち八十萬神を天高市に合めて、帥めて天に昇り、其の誠款の至を陳す。時に高皇產靈尊、大物主神に勅したまはく、「汝、若し国神を以ちて妻とせば、吾猶し汝を疏心有りと言はむ。故、今し吾が女二種津姫を以ちて、汝に配せ及とせむ。八十萬神を領めて、永に皇孫の爲に護り奉るべし」とのりたまひ、乃ち還り降らしめたまふ。即ち紀國の忌部が遠相下置帆負神を以ちて、定めて作笠者とし、彦狭知神を作盾者とし、天日一箇神を作金者とし、天日鷲神を作木綿者とし、櫛明神を作玉者とす。乃ち太玉命をして、弱手に太手櫛を被けて、御手に代りて、此の神を祭らしむるは、始めて此に起れり。

(39.5)

養老神祇令 1 天神地祇条
凡天神地祇者。神祇官。皆依常典祭之。

謂天神者伊勢山城嶋。住吉。出雲國造齋神等類是也。地祇者大神。大倭。葛木嶋。出雲大汝神等類是也。常典者此令所載祭祀事條是也。禮无別也。自大汝神以上。古記亦无別也。

(40)

養老神祇令 2 散祭条

凡そ散齋の内には、諸司の事理めむこと旧の如く。喪を弔ひ、病を問ひ、完食むこと得じ。亦刑殺判らず。罪人を決罰せず。音楽作さず。穢惡の事に預らず。致齋には、唯し祀の事の爲に行ふこと得む。自余は悉くに断めよ。其れ致齋の前後をば、兼て散齋と為よ。

(41)

養老神祇令 3 即位条

凡そ天皇即位したまはむときは、惣べて天神地祇祭れ。散齋一月、致祭三日。其れ大幣は、三月の内に、修理し訖へしめよ。

(42) 皇大神宮儀式帳 (前略) 亦種々乃事忌定給。人打手。奈津止云、鳴手。阿止云、血手。阿世止云、安手。多氣止云、佛手。中子止云、經手。志目加瀬止云、塔手。阿良々支止云、法師手。髮長止云、優婆塞手。角波須止云、寺手。瓦葺止云、齋食手。片食止云、死手。奈保利物止云、墓手。土村止云、病手。慰止云、如是一切物名、忌乃道定給。交。(後略)

(43)

齋宮式 5 忌詞条

凡そ忌詞、内の七言は、仏を中子と稱い、經を染紙と稱い、塔を阿良良俊と稱い、寺を瓦葺と稱い、僧を髮長と稱い、尼を女髮長と稱い、齋を片膳と稱い、外の七言は、死を奈保留と稱い、病を夜須美と稱い、哭を塩垂と稱い、血を阿世と稱い、打を撫と稱い、穴を菌と稱い、墓を壊と稱え。また別の忌詞に、堂を香燃と稱い、優婆塞を角管と稱え。

(44)

養老神祇令 2 月齋条

凡そ一月の齋をば、大祀と為よ。三日の齋をば中祀と為よ。一日の齋をば小祀と為よ。

(45) 貞觀儀式

其の齋月は 佛齋・清食に預り 喪を用ひ 病を問ひ 穴を食ふこと得ざれ 亦 刑殺を判らざれ 罪人を決罰せざれ 音樂を作さざれ 其の忌語は 死を奈保流と稱ひ 病を夜須彌と稱ひ 哭を鹽垂と稱ひ 血を赤汗と稱ひ 穴を菌と稱へ 穴人の姓も亦問じ

(46) 『踐祚大嘗祭式』7齋事条

7 凡そ散齋は一月(十一月朔より晦に尽る)致齋は三日(丑より卯に至る)。その齋月は、預め諸司に告げ、および符を畿内に下し、仏齋・清食に預かることを得ず。その言語は、死を直と称い、病を息と称い、哭を塩垂と称い、打を撫と称い、血を汗と称い、宋を函と称い、墓を壊と称え。

(47) 『貞觀儀式』巻四

太政官符す 中務・式部・治部・民部・兵部・刑部・大藏・宮内・彈正・左右の京・春宮・勘解由・左右の近衛・左右の衛門・左右の兵衛・左右の馬・兵衛等の臺・省・職・坊・使・府・寮・五畿内の諸國司

應に 大嘗會の齋を爲すべき事

散齋一月 十一月 致齋三日 同日(丑)の丑・寅・卯

忌むべき事六條

喪を申ひ 疾を問ひ 刑殺を判り 罪人を決罰し 音樂を

作す事 神に供る樂を調へ習ふは 此の限に在らず

言語の事 死を齋留と稱ひ 病を夜須美と稱ひ 哭を垂鹽と稱ひ

血を赤汗と稱ひ 穴人の姓を腹人と稱ふ

喪と産とに預り 并せて雜畜の死と産とに觸るる事 喪の忌

は卅日 宋を食ふこと月を限れ 産并せて畜の死は七日 産は三日 限り

薄つて后 穢清まはりて 乃ち參れ 但し 祭の事に預ることを傳され

穢惡に預る事 載詞に云ふところの天罪・國罪の類なり 皆神の穢れ

佛法を行ふ事

舉哀并せて改葬の事

右 神祇官の解を得るに備ふ 大嘗會に供奉らむが爲 來る

(51) 『太神宮諸雜事記』天平十四年十一月三日条

天平十四年十一月三日、右大臣橘朝臣諸兄卿參入於伊勢太神宮。其故波、天皇御願寺可被建立一之由、依宣旨所被祈申也。然勅使飯參之後、以同十一月十一日夜中、令示現給布。天皇之御前仁玉女坐、即放金色光天宜、本朝和神國也。可奉欽仰神明給上。而日輪者大日如來也。本地者毗盧舍那佛也。衆生者悟之當飯依佛法止。御夢覺之後、御道心彌發給天、件御願寺事、始企給和。

(48) 『權記』長徳元年十月六日条

六日 依召參右大臣御宿所、可奏文給之、若狹越前出雲等國解文、其下見目錄、但出雲國解文依有仰、召右衛門督於弓場殿下給之、彼國言上云々、熊野杵築兩神致齋廢務之間、不能糺定犯人等之事、仍捕伴犯人九人、付捺丸丸等進上者、仍可令檢非違使勘亂之由被仰也、別當令申云、件人等於何處可尋乎、此由可申右府者、即申事由於右大臣、被仰云、東柱邊者、早可遣使召尋者、即亦以此旨申右衛門督、今夜宿侍、

(49) 『崇神紀』六十年七月己酉条

六十年の秋七月の丙申の朔にして己酉に、出雲神宝の献上、造池勸農 群出に詔して曰はく、「武日照命」と任那朝貢 云はく、武夷島といふ。又云はく、天夷島といふ。の天より將來れる神宝、出雲大神の宮に蔵めたり。是見まく欲し」とのたまふ。則ち矢田部造が遠祖武諸隅を遣して、再云はく、「一名は人皇國なりといふ。獻らしむ。是の時に當り、出雲臣が遠祖出雲振根、神宝を主れり。是、筑紫國に在りて遇はず。其の弟飯人根則ち皇命を被り、神宝を以ちて、弟甘美韓日狹と子國活尊とに付けて貢上る。

(52) 『太神宮諸雜事記』天平神護二年七月丙子条

丙子、使を遣して、文六の仏像を伊勢大神の寺に造らしむ。

是に甘美韓日狹・國活尊、朝廷に參向て、曲に其の状を奏ししかば、吉備津彦と武河河別とを遣して、出雲振根を誅さしめたまふ。故、出雲臣等、是の事を畏みて、大神を祭らずして間有り。時に丹波の水上の人、名は水香戸辺、皇太子活目尊に啓して曰さく、「己が子に小兒有りて、自然に言さく、

『玉菱鏡石。出雲人の祭る、真種の甘美鏡。押し羽振る、甘美御神、底宝御宝主。山河の水泳る御魂、静佳かる甘美御神、底宝御宝主。又、此には毛と云ふ』

とまをす。是、小兒の言に似らず。若し託言に有らむか」とまをす。是に皇太子、天皇に奏したまへば、勅して祭らしめたまふ。

(50) 『齊明紀』五年是歲条(国史大系本)

修嚴神之宮。是の歲に、出雲國造に命せて、名を闡せり。神の宮を修嚴はしむ。狐、於友郡の役丁の執れる葛の末を嚼ひ断ちて去ぬ。又、狗、死人の手臂を言屋社に嚼ひ置けり。又、此には伊澤耶と云ふ。天子の崩りまさむ兆なり。

(51.5) 『金銅觀音菩薩立像銘記』(出雲中興寺蔵)

壬辰年五月、出雲國若俣部臣徳太理、父母の爲に菩薩を作り奉る。

(52) 『太神宮諸雜事記』天平神護二年七月丙子条

丙子、使を遣して、文六の仏像を伊勢大神の寺に造らしむ。

(53) 『太神宮諸雜事記』神護景雲元年十月三日条

同年十月三日、逢鹿瀬寺、永可爲太神宮寺之由、被下二宣旨、既畢。

(54) 『続日本紀』宝龜三年八月甲寅条

八月甲寅、難破内親王の第に幸したまふ。是の日、常に異なる風雨ありて、樹を抜き屋を免つ。これを卜ふるに、伊勢月読神、崇すとへり。是に毎年九月に、荒祭神に准へて馬を奉る。また、荒御玉命・伊佐奈伎命・伊佐奈弥命を官社に入る。また、度会郡の神宮寺を飯高郡度瀬の山房に徙す。

(55) 『続日本紀』宝龜十一年二月朔条

二月丙申の朔、神祇官言さく、「伊勢大神宮寺、先に崇有るが爲に、他しき処に遷し建てたり。而るに今、神郡に近くして、その崇未だ止まず。飯野郡を除く外の、便ある地に移し造らむこと」とまうす。

(56) 『臨時祭式』87熱田社読経条

87凡そ尾張国の熱田社は、毎年春秋の二節、節別に僧六十四口を屈して、金剛般若經一千卷を転読せしめよ。その布施・供養は、神封の物を以て充てよ。

(57) 『多度神宮寺伽藍縁起并資材帳』

桑名郡多度寺鎮三綱謹啓上

神宮寺伽藍縁起并資材帳
以、去天平宝字七年歳自癸卯、十二月庚戌朔、廿日丙辰、神社以東有二井於道場、満願禪師居住、敬造阿弥陀丈六、于時在レ人、託神云、我多度神也、吾經久劫、作二重罪業、受神道報、今冀永爲離神身、欲備依三宝、如レ是語、雖レ忍、數備猶弥託云、於レ茲満願禪師、神坐山南辺伐掃、造二立小堂及神御像、号称二多度大菩薩、次当郡主帳外從七位下水取月足、銅鍾鑄造、并鐘臺儲奉レ施、次美濃国近土県主新鷹、三重塔奉レ起、次宝龜十一年十一月三日、朝廷使令二四人得度、次大僧都賢環大徳、三重塔起造既畢、次天応元年十一月、始私度沙弥法教、引レ導伊勢・美濃・尾張・志摩并四国道俗・知識等、造二立法堂并僧房・太衆湯屋、迄二于今日、遠近修行者等、作二備供養行事並寺内資財、願注如レ件、

(58) 出雲国風土記

(一) 総記 出雲の国風土記

出雲と号くる所以は、八束水臣津野の命、詔りたまひしく「八雲立」と詔りたまひき。故れ、八雲立つ出雲と云ふ。合せて、神社は、三百九十九所なり。

二百一十五所。神祇官に在らず。

九つの郡、郷は六十二、里は二百八十一。余戸は四、駅家は六、神戸は七、里は二十一なり。

(二) 意字の郡 合せて、郷は二十一、里は卅三。余戸は一、駅家は三、神戸は三、里は六なり。

意字と号くる所以は、国引き坐しし八束水臣津野の命、詔りたまひしく、

「今は国は引き記(つ)と詔りたまひて、意字の杜に、御杖衝き立てて、「意恵」と詔りたまひき。故れ、意字と云ふ。謂はゆる意字の社は、郡家の東北の辺、田の中なる懸、是なり。周り八歩許り、その上に以て茂れり。

母理の郷。郡家の東南卅九里一百九十歩なり。大の下造りましし大神大穴持の命、越の八口を平け賜ひて、還り坐す時に、長江山に坐坐して詔りたまひしく、「我が造り坐して命く国は、皇御孫の命平世と知らせと依せ奉らむ。但、八雲立つ出雲の国は、我が静まり坐す国と、青垣山廻らし賜ひて、珍玉置き賜ひて守らむ」と詔りたまひき。故れ、文理と云ふ。神龜三年、字を母理と改む。

安来の郷。すなはち、北の海に昆壳瑤あり。

飛鳥淨御原の宮に御宇しめしし天皇の御世、甲戌の年七月十三日、語臣猪麻呂の女子、件の埜に逍遙びて邂逅に和尔

に遇ひ、賊はえて飯らざりき。その時、父猪麻呂、賊はえし女子を浜の上に斂め置き、大く苦憤を免し、(略) すなはち極み訴へて云ひしく、「天神千五百万、地祇千五百万、并せて当国に静まり坐す三百九十九の社、及海若等、大神の和魂は静まりて、荒魂は皆悉に猪麻呂の乞む所に依り給へ。」

舍人の郷。郡家の正東廿六里なり。志貴嶋の宮に御宇めしし天皇の御世、倉舍人の君等が祖、日置の臣志毗、大舍人供へ奉りき。すなはち是れ志毗の居める所なり。故れ、舍人と云ふ。すなはち正倉あり。

出雲の神戸。郡家の南西二里廿歩なり。伊弉奈積の麻奈子に坐す熊野加武呂の命と、五百津鉦々猶は取り取らして、天の下造らしし大穴持の命との二所の大神等に依さし奉る。故れ、神戸と云ふ。他し郡等の神戸も、且かくのごとし。

賀茂の神戸。郡家の東南卅四里なり。天の下造らしし大神の命の御子、阿遲須積高日子の命、葛城の賀茂の社に坐す。この神の神戸なり。故れ、鴨と云ふ。神龜三年、字を賀茂と改む。すなはち正倉あり。

忌部の神戸。郡家の正西廿二里二百六十歩なり。国の造、神吉詞奏しに、朝廷に参向ふ時に、御沐の忌里なり。故れ、忌部と云ふ。すなはち川の辺に出湯あり。出湯の在る所、海陸を兼ねたり。仍りて、男も女も老いたるも少きも、或は道路に駱駝り、或は海中を洲に浴ひ、日に集ひ市を成し、續粉ひて燕染す。一たび濡げばすなはち形容端正しく、再び沐すればすなはち万の病悉に除ゆ。古より今に至るまで、験を得ずといふことなし。故れ、俗人、神の湯と曰ふ。

教吳寺。山国の郷の中にあり。郡家の正東廿五里一百廿歩なり。五層の塔を建立つ。簡在り。教吳僧が造れるなり。散位大初位下上服首押指の祖なり。

安来の郷。すなはち、北の海に昆壳瑤あり。

飛鳥淨御原の宮に御宇しめしし天皇の御世、甲戌の年七月十三日、語臣猪麻呂の女子、件の埜に逍遙びて邂逅に和尔

に遇ひ、賊はえて飯らざりき。その時、父猪麻呂、賊はえし女子を浜の上に斂め置き、大く苦憤を免し、(略) すなはち極み訴へて云ひしく、「天神千五百万、地祇千五百万、并せて当国に静まり坐す三百九十九の社、及海若等、大神の和魂は静まりて、荒魂は皆悉に猪麻呂の乞む所に依り給へ。」

舍人の郷。郡家の正東廿六里なり。志貴嶋の宮に御宇めしし天皇の御世、倉舍人の君等が祖、日置の臣志毗、大舍人供へ奉りき。すなはち是れ志毗の居める所なり。故れ、舍人と云ふ。すなはち正倉あり。

出雲の神戸。郡家の南西二里廿歩なり。伊弉奈積の麻奈子に坐す熊野加武呂の命と、五百津鉦々猶は取り取らして、天の下造らしし大穴持の命との二所の大神等に依さし奉る。故れ、神戸と云ふ。他し郡等の神戸も、且かくのごとし。

賀茂の神戸。郡家の東南卅四里なり。天の下造らしし大神の命の御子、阿遲須積高日子の命、葛城の賀茂の社に坐す。この神の神戸なり。故れ、鴨と云ふ。神龜三年、字を賀茂と改む。すなはち正倉あり。

忌部の神戸。郡家の正西廿二里二百六十歩なり。国の造、神吉詞奏しに、朝廷に参向ふ時に、御沐の忌里なり。故れ、忌部と云ふ。すなはち川の辺に出湯あり。出湯の在る所、海陸を兼ねたり。仍りて、男も女も老いたるも少きも、或は道路に駱駝り、或は海中を洲に浴ひ、日に集ひ市を成し、續粉ひて燕染す。一たび濡げばすなはち形容端正しく、再び沐すればすなはち万の病悉に除ゆ。古より今に至るまで、験を得ずといふことなし。故れ、俗人、神の湯と曰ふ。

教吳寺。山国の郷の中にあり。郡家の正東廿五里一百廿歩なり。五層の塔を建立つ。簡在り。教吳僧が造れるなり。散位大初位下上服首押指の祖なり。

安来の郷。すなはち、北の海に昆壳瑤あり。

飛鳥淨御原の宮に御宇しめしし天皇の御世、甲戌の年七月十三日、語臣猪麻呂の女子、件の埜に逍遙びて邂逅に和尔

に遇ひ、賊はえて飯らざりき。その時、父猪麻呂、賊はえし女子を浜の上に斂め置き、大く苦憤を免し、(略) すなはち極み訴へて云ひしく、「天神千五百万、地祇千五百万、并せて当国に静まり坐す三百九十九の社、及海若等、大神の和魂は静まりて、荒魂は皆悉に猪麻呂の乞む所に依り給へ。」

i 新たに造れる院一所。山代の郷の中にあり。郡家の西北四里二百歩なり。厳堂を建立つ。僧なし。日置の君目烈が造れるなり。出雲の神戸の日置の君鹿麻呂の父なり。

j 新たに造れる院一所。山代の郷の中にあり。郡家の西北二里なり。教堂を建立つ。住僧一。飯石の郡の少領出雲の臣弟山が造れるなり。

k 新たに造れる院一所。山国の郷の中にあり。郡家の東南廿一里百廿歩なり。三層の塔を建立つ。山国の郷人、日置部の根緒が造れるなり。
熊野の大神 夜麻佐の社 売豆貴の社 賀豆比の社

石坂の社 佐久佐の社 多加比の社 山代の社 調屋の社
同じき社 以上の冊八所は、並びに神祇官に在り。
宇由比の社 文布佐の社 毛弥の上つ社 那富乃夜の社

加和羅の社 笠柄の社 志多備の社 食師の社
十九所は、並びに神祇官に在らず。

(60) n
郡司 主帳 海の臣
少領 無位 出雲の臣
主政 從七位上勳十□等 出雲の臣
外小初位上勳十□等 林の臣
無位 出雲の臣
鷹根の郡 無位 出雲の臣
合せて、郷は八、里は廿四。余戸は一、駅家は一なり。

(一) 鷹根の郡
鷹根と号くる所以は、国引き坐し八束水臣津野の命の詔りたまひて、負せ給へる名なり。故れ、鷹根と云ふ。
朝酌の郷。郡家の正南一十里六十四歩なり。熊野の大神の命詔りたまひて、朝御饌の勸養、夕御饌の勸養に、五つの饗の緒の処を定め給ひき。故れ、朝酌と云ふ。

布自伎弥の社 多気の社 久良弥の社
法吉の社 生馬の社 美保の社 以上の二十四所、並びに神祇官に在り。
大井の社 阿羅波比の社 三保の社 多久の社 蛭蛸の社
極見の社 以上の冊五所、並びに神祇官に在らず。

(61) 『新編日本古典文学全集5 風土記』小学館
秋鹿の郡
合せて、郷は四、里は十二。神戸は一なり。
惠曇の郷。本の字は惠伴なり。

神戸の里。出雲なり。名を説くこと意字の郡のごとし。
佐太の御子の社 比多の社 御井の社 垂水の社
大井の社 宇智の社 以上の二十所は、並びに神祇官に在り。
惠曇海辺の社 同じき海辺の社 奴多之の社 那牟の社
毛之の社 草野の社 秋鹿の社 以上の十六所は、並びに神祇官に在らず。

(62) (一) 楯縫の郡
合せて、郷は四、里は十二。余戸は一、神戸は一なり。
楯縫と号くる所以は、神魂の命詔りたまひしく、「五十足天の日栖の宮の縦横の御量、千尋の栲維持ちて、百八十結びに結び下げて、この天の御量持ちて、天の下造らしし大神の宮造り奉れ」と詔りたまひて、御子天御鳥の命を楯部と為て天下し給ひき。その時、退り下り来坐して、大神の宮の御装の楯造り始め給ひし所、是なり。仍りて今に至るまで、楯部造りて、皇神等に奉る。故れ、楯縫と云ふ。

神戸の里。出雲なり。名を説くこと意字の郡のごとし。
新たに造れる院一所。沼田の郷の中に在り。厳堂を建立つ。

郡家の正西六里一百六十歩なり。大領出雲の臣大田の造れるなり。
久多美の社 多久の社 佐加の社 乃利斯の社 御津の社
水の社 宇美の社 許豆の社 同じき社 以上の九所は、並びに神祇官に在り。
許豆乃の社 又、許豆の社 又、許豆の社 久多美の社
葦原の社 田々の社 以上の十九所は、並びに神祇官に在らず。

(63) (一) 出雲の郡
合せて、郷は八、里は廿三。神戸は一、里は二。出雲の郡。
神戸の郷。里は一なり。
出雲と号くる所以は、名を説くこと国のごとし。
健部の郷。郡家の正東一十二里二百廿四歩なり。先に宇夜の里と号けし所以は、宇夜都弁の命、その山に天降り坐しき。すなはち彼の神の社、今に至りても猶ほ此処に坐す。故れ、宇夜の里と云ひき。その後、改めて健部と号くる所以は、健部の命の御名を忘れしとのりたまひて健部を定め給ひき。その時、神門の臣古祢を、健部と定め給ふ。すなはち健部の臣等、古より今に至るまで、猶ほ此処に居まひす。故れ、健部と云ふ。

(二) 出雲の郡
合せて、郷は八、里は廿三。神戸は一、里は二。出雲の郡。
出雲の郡。すなはち郡家に属く。名を説くこと国のごとし。
杵築の郷。郡家の西北廿八里六十歩なり。八束水臣津野の命の国引き給ひし後に、天の下造らしし大神の宮を奉へまつらむとして、諸の皇神等、宮処に参り集ひて杵築をたまひき。故れ、寸付と云ふ。神龜二年、字を杵築と改む。

神戸の郷。郡家の西北二里一廿廿歩なり。出雲なり。名を説くこと意字の郡のごとし。

出雲の郡。すなはち郡家に属く。名を説くこと国のごとし。
杵築の郷。郡家の西北廿八里六十歩なり。八束水臣津野の命の国引き給ひし後に、天の下造らしし大神の宮を奉へまつらむとして、諸の皇神等、宮処に参り集ひて杵築をたまひき。故れ、寸付と云ふ。神龜二年、字を杵築と改む。

新たに造れる院一所。河内の郷の中にあり。厳堂を建立つ。郡家の正南一十三里一百歩なり。旧の大領日置部の臣布弥の造れるなり。今の大領佐藤氏の祖文なり。

(64)

新に造れる院一所。古志の郷の中にあり。郡家の東南一里なり。刑部の臣等の造れるなり。厳堂を立てず。

出雲の御崎山。郡家の西北廿七里三百六十歩なり。高さ三百六十丈、周り九十六里一百六十五歩なり。西の下に謂はゆる天の下造らし大神の社に坐す。

郡司 主帳 无位 若俊部の臣
大領 外正八位下 日置の臣
神門の郡。略

(65)

美久我の社。阿須理の社。比布知の社。又、比布知の社。已上の廿五所は、並に神祇官に在り。

須佐の郷。郡家の正西二十九里なり。神須佐能袁の命、詔りたまひしく、「この国は、小き国なれども国処なり。故れ、我が御名は、木石には着けじ」と詔りたまひて、すなはち己が命の御魂を鎮め置き給ひき。然してすなはち大須佐田・小須佐田を定め給ひき。故れ、須佐と云ふ。すなはち正倉あり。

須佐の社。河辺の社。御門屋の社。多倍の社。飯石の社。以上五所は、並に神祇官に在り。

(66)

仁多の郷。郡家の西南廿五里なり。大神大穴持の命の御子、阿遲須伎高日子の命。御須髮八握に生ふるまで、辱も夜も哭き坐して、み辭通はざりき。その時、御祖の命、御子を船に乗せて、八十嶋を率て巡りて宇良加志給へども、猶ほ哭くことを止めたまはざりき。大神夢に願ぎ給ひしく、「御子の哭く由を告らせ」と夢に願ぎ坐せば、すなはち夜夢に御子辭通ふと見坐しき。すなはち寤めて問ひ給へば、その時、「御沢」と申したまひき。その時、「何処をかな然云ふ」と問ひ給へば、すなはち御祖の御前を立ち去り出でまして、石川を度

三次的の郷。郡家の西南廿五里なり。大神大穴持の命の御子、阿遲須伎高日子の命。御須髮八握に生ふるまで、辱も夜も哭き坐して、み辭通はざりき。その時、御祖の命、御子を船に乗せて、八十嶋を率て巡りて宇良加志給へども、猶ほ哭くことを止めたまはざりき。大神夢に願ぎ給ひしく、「御子の哭く由を告らせ」と夢に願ぎ坐せば、すなはち夜夢に御子辭通ふと見坐しき。すなはち寤めて問ひ給へば、その時、「御沢」と申したまひき。その時、「何処をかな然云ふ」と問ひ給へば、すなはち御祖の御前を立ち去り出でまして、石川を度

志乃乃村の社。以上十六所は、並に神祇官に在らず。仁多の郷。略

(67)

大原の郡。略

新たに造れる院一所。屋裏の郷の中に在り。郡家の正北一十一里一百廿歩なり。層の塔を建立つ。僧五羅あり。前の少領額田部の臣押嶋の造れるなり。今の少領伊自美の従父兄なり。

新たに造れる院一所。斐伊の郷の中に在り。郡家の東一里なり。厳堂を建立つ。尼一羅あり。斐伊の郷の人、極の印文知磨の造れるなり。

矢口の社。宇乃運の社。文須支の社。布須の社。御代の社。略

(68)

屋裏の社。以上一十六所は、並に神祇官に在らず。略

赤泰の社。等々呂吉の社。矢代の社。比和の社。日原の社。略

屋代の社。以上一十六所は、並に神祇官に在らず。略

天平五年二月卅日、勘へ造る。秋鹿の郡の人、神宅の臣金太理。國の造にして意字の郡の人領を帯びたる外正六位上勳十二等。出雲の臣広嶋